## 一般社団法人千葉県環境保全協議会会長様

千葉県環境生活部長 (公印省略)

## 産業廃棄物処理業の許可の取消しについて(通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 第14条の3の2の規定により、下記のとおり産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので 通知します。

記

1 (1) 被処分者

所 在 地 兵庫県加古川市加古川町北在家372番地の6

氏 名 有限会社アイヨ

代表 者 代表取締役 塩谷 文博

(2) 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業

許可の番号 第012000151250号

許可年月日 平成29年7月6日

事業の区分 収集・運搬(積替・保管を除く。)

- (3) 処分年月日 令和元年8月20日
- (4) 行政処分の内容 許可の取消し
- (5) 行政処分の理由

有限会社アイヨは、令和元年5月8日付けで神戸地方裁判所姫路支部において、 破産手続開始の決定を受けた。

この事実により同社は、法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イ)に該当した。

2 (1) 被処分者

所 在 地 千葉県八千代市上高野434番地10

氏 名 有限会社石川工業所

代表者 代表取締役 石川 正幸

(2) 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業

許可の番号 第01200075554号

許可年月日 平成28年9月27日

事業の区分 収集・運搬(積替・保管を除く。)

- (3) 処分年月日 令和元年8月20日
- (4) 行政処分の内容 許可の取消し
- (5) 行政処分の理由

有限会社石川工業所は、平成31年3月29日付けに千葉簡易裁判所において、 法違反(16条の2(焼却禁止)違反)により、罰金10万円の刑の言渡しを受け、 同年4月26日に刑が確定し、同日付けで刑の執行が終了した。

この事実により同社は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項 第4号ハに該当するため、法第14条の3の2第1項第1号に該当した。

## 3 (1) 被処分者

所 在 地 東京都練馬区高野台二丁目4番12号

氏 名 紙材開発株式会社

代表 者 代表取締役 西内 向子

(2) 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業

許可の番号 第01200016102号

許可年月日 平成26年10月26日

事業の区分 収集・運搬(積替・保管を除く。)

- (3) 処分年月日 令和元年8月20日
- (4) 行政処分の内容 許可の取消し
- (5) 行政処分の理由

紙材開発株式会社の取締役は、東京地方裁判所立川支部において、同裁判所から 禁錮以上の言渡しを受け、刑が確定した。

この事実により同人は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当するため、同社は法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号二(法人でその役員のうちに同号イに該当する者のあるもの)に該当した。

環境生活部廃棄物指導課

監視指導室 指導担当

 $TEL \quad 0\ 4\ 3-2\ 2\ 3-2\ 6\ 8\ 4$ 

FAX 043-221-5789